八　法第六十五条第三項の規定による登録試験業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該登録試験業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

九　法第六十五条第三項の規定による登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

十　法第六十五条第三項の規定による登録試験業者又はその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問　当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長

十一　法第六十五条第四項の規定による取扱業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該取扱業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

十二　法第六十五条第四項の規定による取扱業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

十三　法第六十五条第四項の規定による取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問　当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長

十四　法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

十五　法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

十六　法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問　当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長

十七　法第七十条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査　当該申出の対象とする取扱業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

（格付実績等の報告）

第七十八条　登録認証機関又は登録外国認証機関は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の認証に係る認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者の農林物資の種類ごとの格付実績又は格付の表示の実績（有機農産物の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者にあっては、認証に係るほ場の面積を含む。）及び認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの適合の表示の実績を取りまとめ、農林水産大臣に報告しなければならない。

2　登録試験業者又は登録外国試験業者は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の試験等に係る登録標章を付した証明書の交付の実績を取りまとめ、農林水産大臣に報告しなければならない。

（公示の方法）

第七十九条　法及びこの省令に規定する公示は、別に定めがある場合を除き、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

（新設）

八　法第二十条第三項の規定による製造業者等に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

（新設）

九　法第二十条第三項の規定による製造業者等とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

十　法第二十条第三項の規定による製造業者等又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問　当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長

（新設）

（新設）

十一　法第二十一条の二第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査　当該申出の対象とする製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

（格付実績等の報告）

第七十八条　登録認定機関又は登録外国認定機関は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の認定に係る製造業者等、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者の農林物資の種類ごとの格付実績又は格付の表示の実績（有機農産物の生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあつては、認定に係るほ場の面積を含む。）を取りまとめ、農林水産大臣に報告しなければならない。

（新設）